

# 現代モンゴルの地方教育施策の現状と課題

— 地方教育所所長へのアンケート調査分析を通して —

ルハグワ アリウンジャルガル

(2011年10月6日受理)

Some Urgent Issues and Present Education Policy to Lessen  
the Centralization in Educational Management in Mongolia

— Results of a questionnaire among educational administrators in secondary schools —

Ariunjargal Lkhagva

**Abstract:** Since 1990 Mongolia has shifted to a democratic society and market economy in a relatively short time span. The gap between urban and rural areas has been expanding in many social strata. This process affected the entire education system as well. With emphasis on education as a basis for further development of the country, Mongolia had to tackle with the urgent issues in education and struggle to eliminate the difference between urban and rural areas in particular. This research attempted to study the current state of the education policy, the actual outcome of the government policy implementation in dealing with urgent issues in education and shed light on the extent of policy implementation, outcomes and problems encountered by the educational establishments in the rural area. Thus, in this research we tried to study education policy implementation and paid particular attention to implementation of the policy aimed to lessen the centralization in educational management since the latest law on education passed in 2002. This study focuses on education policy implementation, outcomes and problems; in addition, it attempted to reveal some specifications and limitations of education policy management in Mongolia.

Key words: Mongolia, education act, education policy, questionnaire survey, local departments of education and culture

キーワード：モンゴル，教育法，教育政策，アンケート調査，教育所

## 1. 課題設定

モンゴルはソ連崩壊の流れを受け、社会主義体制から民主主義体制へと移行した。社会体制の変化と市場経済の導入に伴う経済の混乱は教育分野においても、

本論文は、課程博士候補論文を構成する論文の一部として、以下の審査委員により審査を受けた。

審査委員：古賀一博（主任指導教員）、大塚 豊、  
河野和清

複合的に影響を及ぼし、教育行政機能の低下、教員の質の低下、教育インフラの未整備、高等・専門教育の未発達、地方における就学率の低下等様々な問題がうまれた。特に地方では国家財政の悪化のために国庫からの交付金が大幅に減り、著しいサービス低下や組織縮小がみられた。地方公的機関の活動に対する国のコントロールが弱体し、地方の教育機関では財政難による、学校寮の閉鎖や教職員の給与の遅配等を余議なくされ教職員の退職などによる教育の質的低下は、地方と首都の学校間に大きな格差をもたらした。

また、相次ぐ雪害や自然災害による家畜の損失等により、生活基盤を失った地方の人々が、就業や教育を求めて首都へと移動する傾向が加速した。この人口流動は、現在も続いており、首都ウランバートル市では、貧困を含め数多くの社会問題が起きている<sup>1)</sup>。教育を国家発展の基礎<sup>2)</sup>と位置付けたモンゴルにとって、この地域格差、教育格差の改善は焦眉の急であると言える。

このような地域格差、教育格差の改善が必要とされる一方で、モンゴル教育法制は、1995年の教育法の制定、さらに1998年教育法の改正といった地方分権的な教育法の整備が進められてきた。Begz (2008)<sup>3)</sup>によると、1990年代の改革以降、モンゴル社会の変化は著しく、そのグローバル化が進行する中で、地域社会のニーズに即応した地方分権的な教育法が強く求められるようになり、1995年の分権的な教育法をさらに大きく改正する必要があった点が指摘されている。これら分権的な関連教育法の制定とともに、深刻な経済危機に直面したモンゴルは、世界銀行やアジア開発銀行などの国際金融機関から財政援助を取りつけるため、彼らの提案する公立学校寮有料化(1996年)や教職員削減人事(1997年)といった諸改革を断行する<sup>4)</sup>。しかし、これらの改革の動向は、地域格差の改善どころか、むしろその要因を拡大増幅させる結果となり、そのため、モンゴル政府はアジア開発銀行の支援と借金(助成金)が決定した7ヵ月後の2002年5月、「教育を指導するのは国家代表である<sup>5)</sup>」とする理念の下で中央集権化へ回帰した新しい教育法を制定するに至った。

このように振幅の大きなモンゴル教育改革動向の中で、現下の地方教育行政施策の具体的な展開状況を明らかにし、それら施策の有効性及び特質及び課題を考究しておくことは、地域間の教育格差の解消に向けた確かな政策視座を得る上で重要であり、必要不可欠な基礎的作業の1つであると考えられる。

ところで、本研究に関連する先行研究としては、小出達夫(2006-2010)<sup>6)</sup>、ギーター・シュタイナー・ケムシ、イネス・シュトルペ(2007)<sup>7)</sup>、ボロルマ・トルバト(2008)<sup>8)</sup>などが挙げられる。小出は教育改革に関わった人々へのヒアリング調査の実施、ギーターとイネスはモンゴルの教育制度の史的変遷および現状を概観している。ボロルマは1990年以降の教育制度政策の内容を分析し、教育政策に対するモンゴルの文化・社会的要因の影響について研究している。しかし、これらの先行研究は、モンゴル教育の現状の一側面を把握する上では一定の評価ができるものの、モンゴルの地方教育行政施策の具体的な展開状況と、その諸課題を明らかにするという視点から見た場合、十分な成果を示しているとは言い難い。

そこで本稿では、近年のモンゴルにおける教育行政の具体的な展開状況を解明する研究の一環として、特に直近の改正法である2002年教育法制定以降の教育行政、とりわけ地方教育行政施策の展開に着目する。具体的には、まず、法規定上からそれら地方教育行政の基本的枠組と傾向を整理した上で、次に、地方における教育活動を管轄する機関である地方教育所の所長へのアンケート調査の分析を通して、それら地方教育行政施策の展開状況とその有効性を検討し、現代モンゴルにおける地方教育行政施策の特質と課題の一端を考究することを目的とする。

## 2. モンゴルにおける地方教育行政関連法規定の特徴

本節では、本調査の対象である地方の教育所の制度上の権限についてまず整理しておきたい。現在施行されている教育法制下において地方教育行政に関する法律を通観すると、2002年の各種教育法の策定後、2009年2月の改正まで8回にわたる部分改正がなされているが、中でも特に注視すべき諸点を取り上げると、次のような規定があげられる。

28<sup>1</sup>条は2006年12月に新しく追加策定されたものであるが、本条では地方の教育政策執行機能を果たす地方教育所の権限を以下のように詳細に定めている。また、教育所の規則には教育報告書の提出などの業務の他に、地方教育予算編成、給与基準の決定、教材支援などの各種業務を行うことも規定されている。また、同条では教育所の職務の1つとして(教育法第4章

### 2002年教育法 第4章28<sup>1</sup>条(教育所の権限)

教育法第4章28<sup>1</sup>条 県、首都の教育所の権限

28<sup>1</sup>. 1 県、首都の教育所は以下の権限を有する。

28<sup>1</sup>. 1. 1 地方において関連の教育法、規則、政策の執行機能を果たすこと。

28<sup>1</sup>. 1. 2 初等、中等公立学校の設立・廃校を決定し、県知事に提案すること。

28<sup>1</sup>. 1. 3 教職員、生徒の評価を行い、賞与するとともに、福祉的支援を行うこと。

28<sup>1</sup>. 1. 4 所管教育機関の監査を行うこと。

28<sup>1</sup>. 1. 6 公立学校、幼稚園の通学地域を設定すること。

28<sup>1</sup>. 1. 7 公立学校の校長、幼稚園の園長の選考を行うこと。

28<sup>1</sup>. 1. 8 法律に従い、非公立(私立)の教育機関の支援を行うこと。

28<sup>1</sup>. 1. 5) “地方教育所は中央政府機関に教育の結果、及び集約した情報を報告しなければならない”とも定めており、中央政府機関による地方教育への積極関与のきざしが看取される<sup>9)</sup>。

次に、重要な地方機関である県議会、都議会、県知事、都知事の権限、さらにソム議会、区議会、ソム長、区長の権限についても教育法にはさだめている。教育法には教育活動の管轄について第29条に定めがある。また、30条、31条、32条にも、県知事と都知事の所轄地域における教育に関する活動を展開する上で必要な権限が定められている<sup>10)</sup>。

上述の規定内容をはじめ、現行法規を概観したかぎりでは、県、都の教育所の所長の任命、公立学校の設立、廃校、その他の重要な決定権限は県知事、都知事にあり、さらに公立学校の校長はソム長、区長が任免するようになっている以外は、教育への国民の直接的参加や公開性の保障といった分権的特性は残念ながら見られず、依然として中央政府機関、教育所に一定の権限が集中したトップダウン方式の意思決定が特徴的

であるといえる(図1参照)。加えて、制度上、教育所は地方機関ではあるものの、運用の実態は国の出先機関的役割を担っていることが特筆すべき事項として指摘しておかなければならない。また、学校においても、制度上は、公立学校「орон нутгийн өмчийн ерөнхий боловсролын сургууль = oron nutgiin omchiin surguuli」(直訳は地方公立学校)と定められているものの、現在の公立学校の設置は実際のところ国(モンゴル教育文化科学省)が担っており、実態は国立学校にきわめて近い状況にある<sup>11)</sup>。

### 3. 教育所所長対象調査の背景とその概要

#### 3-(1) 調査の背景

先述したモンゴルの諸教育改革、教育法改正、また2006年に政府が出した“モンゴル教育開発マスタープラン2006-2015年”(Монголын боловсролыг 2006-2015 онд хөгжүүлэх Мастер төлөвлөгөө)<sup>12)</sup>等の実施は、モ

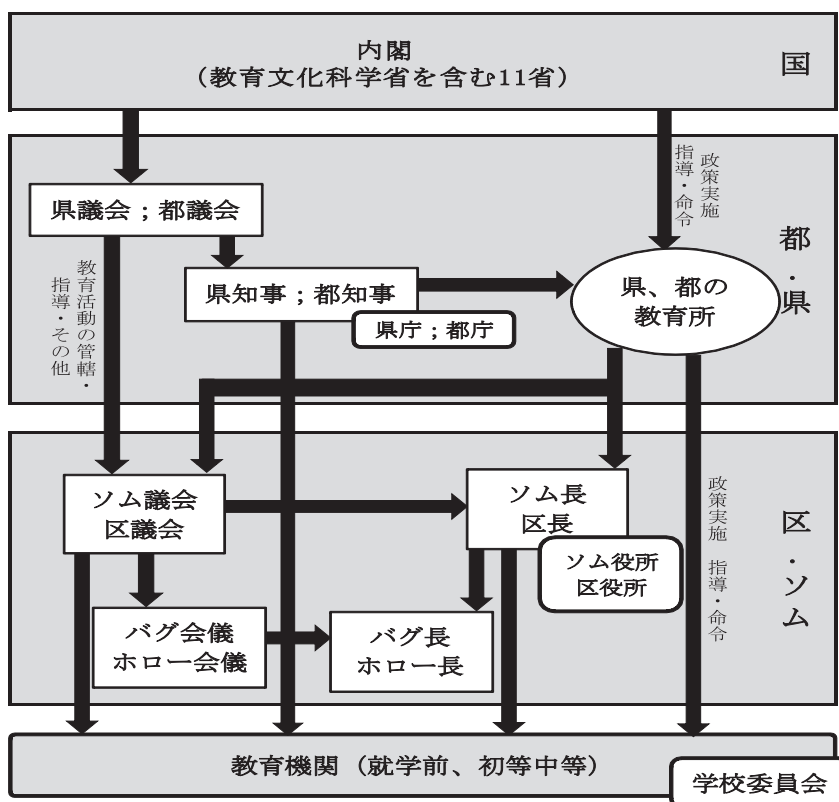


図1：モンゴル教育行政権限図

※ 矢印に従い指導、命令などの基本的管理が行われる  
出典：モンゴル教育文化科学省ホームページ、legal.info.mn をもとに筆者作成 (2011年6月現在)

ンゴル各地に多大な影響を及ぼしたものと推察される。しかし、その実態は明らかでない。

短期間に次々に導入され、執行されていく施策は真に現状に適応し、有効に機能しているのか、教育行政機関の施策を執行し、一定の権限を把持する教育所の現状を解明する必要がある。

そのため、筆者は、全国的な現状を把握するべく、全国の教育所所長を対象にアンケート調査を行った。本調査では、現行教育行政施策の全般、学校予算、人事、カリキュラム、教育環境の整備などに関する質問項目を設けて、その実相に接近しようと試みた。

本調査は、筆者が2009年9-10月にかけてモンゴル現地において実施した第一次の予備調査<sup>3)</sup>(対象者はモンゴル国立教育研究所所長、事例校校長)の結果にもとづき、設問項目等を設定した二次調査である。

### 3-(2) 調査の概要、回収率、該当属性

本調査は2010年9月から2010年11月にかけて、全国の都と県の教育所所長30人を対象に各教育所所長宛て郵送で行った。

調査実施に際して、モンゴル教育行政政策に関する調査としては、管見の限り全国初の試みであった。このようなことから、モンゴル教育文化科学省に協力を依頼したところ、モンゴル教育文化科学省大臣、教育文化科学省義務教育局長の承諾・支援を得ることができ、モンゴル教育文化科学省の公式依頼文書を添付して郵送することができた。回答はインターネットと郵送を利用して直接筆者宛てとした。

回答は全30教育所所長の内10通であったが、回収できた質問紙を地域別に概観すると、国内全域の傾向を一定程度把握するには応分の回収数であった。

有効回答数10通(平均33.3%)。その内訳は、首都ウランバートルの区教育所所長2名、県教育所所長8名だった。また、性別は男性6名(60%)、女性4名(40%)、平均年齢49.2歳、所長としての平均在職年数7.6年だった。

本調査では5つの調査項目の領域(設問の回答は4段階尺度法を用い、複数回答可と自由記述欄等を設けた)とフェースシートの領域を設けた。

## 4. 調査結果の分析

### A 国家施策、近年の職務変化、マスタープラン、教育省等について

まずここでは、モンゴルの近年の教育行政施策による教育所現場での職務変化、「モンゴル教育開発マスタープラン2006-2015年」の執行実態、教育文化科学省との連携等について主に質問をした。

最初に、現在展開されている各種教育行政施策を地方教育所はどのように受け止めているのか、現行施策は地方のニーズに適応しているのか等について問うた。「国家教育目標の決定に地方現場の意見が反映されている」との設問に全員(10人)が「ある程度あてはまる」と答え、「国家は地方、教員、生徒のニーズに適応した政策を展開している」、「地方教育目標は生徒の実態や保護者・地域社会のニーズを把握した上で設定している」等の設問のいずれも8人の所長が「非常にあてはまる」、「ある程度あてはまる」との肯定的な回答を選択した。また、地方(県議会、ソム議会)で決定している教育政策は学校現場のニーズに適応しているかどうかの設問には7人の所長が「ある程度あてはまる」、2人の所長が「非常にあてはまる」と答え、全体の9割が肯定的な回答を選択した。逆に、「地方教育所はもっと教育政策に関する決定権限をもつべきである」という個々の教育所での決定権限について設問では5人の所長が「非常にあてはまる」、2人の所長が「ある程度あてはまる」と答え、全体の7割が地方教育所はもっと決定権限をもつべきであると答えた。さらに、地方教育所の職務権限について「地方教育所の職務権限は全体的に多すぎる」という設問には4人の所長が「あまりあてはまらない」、3人の所長が「全くあてはまらない」と答えた。これらの回答からは地方教育所では集権的な施策に対しては必ずしも肯定的ではなく、批判的であることが読み取れた。

次に現行教育政策による、最近の地方教育所での職務変化と教育活動の変化について問うた。「提出する書類作りの仕事が増えた」、「所管学校と接する時間が減った」との両方の設問には8割から9割の所長が「ある程度あてはまる」と「非常にあてはまる」と答え、教育所における多忙状況を訴えていた。

また、近年の制度改革によって教科書、教材も著しく修正されていることによる変化について設問を設けたところ教える教科内容が増え、使用する教材も増えていることが確認された。この変化によって「教員の専門的知識を向上させるための研修活動が増えた」という設問には4割の所長が「あまりあてはまらない」、「全くあてはまらない」という回答を選択したことは看過し難い。指導内容が改変されても、それを教える教員の研修は十分されていない現状が垣間見える。逆に、「授業実践を見直し、意欲的に改善しようとする教員が多くなった」という設問には8割の所長が「ある程度あてはまる」、「非常にあてはまる」と回答したことからは現場の教員はある程度専門知識を向上させようという意欲をもっている点は高く評価できよう。

2006年から執行されている「モンゴル教育開発マス

タープラン2006-2015年」について、「本政策は社会、学校現場、生徒のニーズに適切している」という設問には4人の所長が「ある程度あてはまる」、3人の所長が「非常にあてはまる」と答えた。さらに、「本政策は内容的に非常に優れた政策である」という設問にも同じく4人の所長が「ある程度あてはまる」、3人の所長が「非常にあてはまる」と答えた。本政策の結果について「本政策の執行によって教育活動の結果が好転した」という設問には8割の所長が「ある程度あてはまる」、「非常にあてはまる」と答えた。これらの肯定的な回答からは本プランを所長たちはおおむね肯定的に捉えていたことが明らかになった。次に地方教育所を所管している教育文化科学省について問うた。

地方教育所は中央政府機関の実質的な出先機関的存在でもあることから、教育文化科学省との連携について主に質問した。最初の「所属省の地方教育所に対する指導、助言活動は活発である」との設問には8人の所長が「ある程度あてはまる」、1人の所長が「非常にあてはまる」と答えたが、「所属省の担当専門家（地方指導官等）は地方教育所をよく訪れ、スタッフ（担当専門家）と意見交換をしている」との設問には6人の所長が「あまりあてはまらない」、2人の所長が「まったくあてはまらない」と答え、否定的な回答が全体の8割を占めた。「所属省は地方教育所にスタッフ（専門家）の研修会を定期的に開いている」という設問にも5人の所長が「あまりあてはまらない」、1人の所長が「まったくあてはまらない」と答えた。さらに、「所属省は地方教育所に対して、もっと適切な指導・アドバイスをを行うべきである」という設問には3人の所長が「ある程度あてはまる」、7人の所長が「非常にあてはまる」と答え、回答者全員が所属省の教育所への積極的な指導・アドバイスなどを求めていることが見て取れる。

## B 地方における教育予算全体について

現在のモンゴルにおける教育機関の予算は、国家予算と地方予算の他、国内外からの投資や、国内外企業、民間機関からの援助等、授業料、教育機関自身の自助活動収入など、多様な財源からの収入で構成されている。学校予算案は学校から県教育所配属の専門官に提出され、同専門官によって査定が行われた後、さらに教育文化科学省の経済財政局、財務省の査定を受け、国会にて決定された予算が県・区の国庫業務担当者の手によって配分されることになっている。

ここでは地方における教育予算について質問項目を設け、予算編成の決定、配分予算、学校予算に関する課題等について次のように問うた。

まず、「配分される教育予算は十分ですか」という設問には6人の所長が「あまり十分でない」、1人の所長が「全く十分でない」と答え、全体の7割が配分予算不足と答えた。また、予算編成案が決定される際にどれぐらい削減されているのかについて問うと、9人の所長が「ある程度削減されている」と答え、その削減率について設問では、20%-30%が4人、20%までが3人、30%-40%が2人、その他が1人だった。これらからは、予算が予算編成案通りに決定されないため、予算不足状況に陥っていることが看取できた。

次に、「貴教育所の予算に関する課題は何ですか」という設問を設け、複数回答可とした。「生徒、教員のスポーツ、学力コンテストに参加する費用の確保が困難である」との回答は8割、「校舎の工事費の確保が困難である」との回答は7割、「所管各学校は自助努力収入の収集が困難である」、「教職員の福利に使用する費用の確保が困難である」との回答を同じく6割の所長が選択し、これらの課題はいずれも高いパーセントを占めていることが明らかになった。この他の課題は図2に示している通りである。

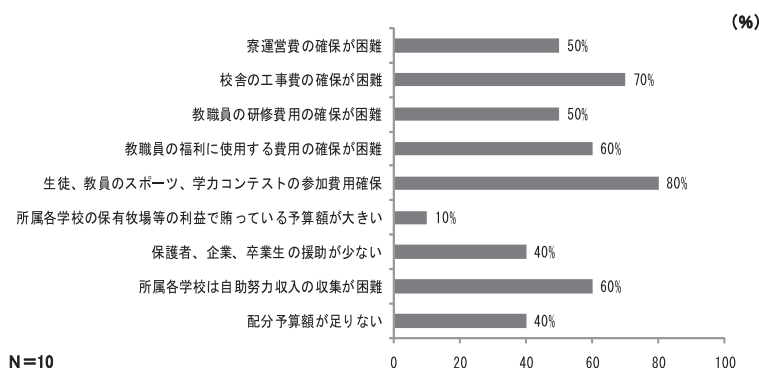


図2 地方における教育予算の諸課題（複数回答）

### C 地方における教職員人事について

モンゴルの公立学校は各々独自の判断で教員を採用しているが、ここでは教育所の所管学校との連携状況、学校への支援を把握するために、所管学校の教員採用状況について質問をした。複数回答可の質問を設けたところ「教員を採用する際、校長独自で判断している」との回答を8割の所長が選択した。次に多かったのは、近年の地域間格差の拡大から、地域の所在地によって教員の確保に差があるのではないかという前提で設けた回答「貴教育所所管遠距離の学校に就職希望の教員がなかなか現れない」を4人の所長が選択した。選択された所長の地域をみるとモンゴル西部地域の1県、中央地域の2県、南部地域の1県だった。この回

答によると首都から遠距離の地域では教員不足の問題が少なからず起きているのではないだろうか。また、「教員を採用する際、所管教育所の勧める教員のみを採用している」、「教員を採用する際、面接試験のみで採用している」との回答は選択されていなかったことから、個々の学校では教員を採用する際に、校長独自でいったいどのように判断し、教員を採用しているのかという疑問が残る。

「各学校に就職希望教員のリストがある」、「教員を採用する際、学科試験のみ行っている」「教員を採用する際、卒業生を主に採用する傾向ある」の回答を3割の所長が回答し、その他は図3に表している通りだった。

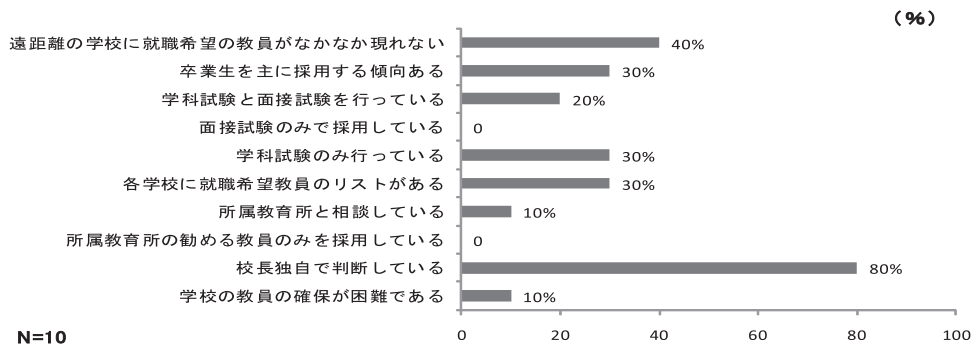


図3 教員採用する際の基準と課題（複数回答）

### D カリキュラムについて

この領域では現行のカリキュラムについて質問をした。「現行カリキュラムの内容は非常によくできている」との設問では7割の所長が「ある程度あてはまる」を選択し、肯定的だった。また、「現行カリキュラムは科学的である」という設問には7人の所長が「ある程度あてはまる」、1人の所長が「非常にあてはまる」と答え、反対に「現行カリキュラムは実践中心である」という設問には8割の所長が「あまりあてはまらない」と答えていることから、社会主義時代と同じく学問的な教育内容を中心に行っていると言えるのではないだろうか。

次に、現行カリキュラムは、法規上、中央政府の決定したスタンダード内容の25%を地域の実情によって可変可能とされている。現実はどうであろうか。「現カリキュラムの25%を各学校が変更できる現行制度は非常に有効である」という設問には5人の所長が「ある程度あてはまる」と答えたが、「現行カリキュラムの25%を変更できる制度は現実的ではない」という設問には4人の所長が「あまりあてはまらない」、1

人の所長が「まったくあてはまらない」、また4人の所長が「ある程度あてはまる」、1人の所長が「非常にあてはまる」と答え、回答にはばらつきがみられた。また、「地方の特徴、ニーズに応じて変更した教育内容が試験に反映されないため、現行カリキュラムをほとんど変えていない」という設問には5人の所長が「ある程度あてはまる」、4人の所長が「非常にあてはまる」と答え、全体の9割の所長が試験のためにカリキュラムをほとんど変えていないと答えたことから、所長たちが本制度には肯定的ではなかったことと、現実には試験結果に拘束され、カリキュラムの変更を逡巡している彼らの姿が伺えるのではないだろうか。

### E 教育環境と整備について

教育活動を効果的に行うには、学校の設備と環境の充実が重要であるが、モンゴル国内の状況はどうであるのか。「貴教育所所管各学校では全員の生徒が平等に教育を受ける環境が整備されているか」との設問には6人の所長が「ある程度整備されている」、3人の所長が「十分整備されている」と答えていることから全国的にある程度、生徒が平等で教育を受けられる環

境が整えられているものと予想される。次に「貴教育所所管の各学校では教科ごとの教材が十分整備されていますか」との設問には、5人の所長が「あまり整備されていない」、5人の所長が「ある程度整備されている」と答えた。さらに、「貴教育所所管の各学校では生徒一人一人が教科書をもっていますか」との設問には7人の所長が「ある程度もっている」、3人の所長が「あまりもっていない」と回答したことは看過しがたい。学校の環境が整備されていても、学習する上で不可欠な教科書が生徒一人ひとりに十分行渡っていない現状がみられた。

近年の研究では、首都と地方の格差により、就業や教育を求めて、首都あるいは県庁所在地などの中心部への移動に連れて、地方の学校の生徒数に変化が表れ始めているという指摘はしばしばみられる。それらの実態についても本調査で設問を設け、真相を探った。「最近（ここ1年～2年の間）地方から移動してくる住民の子ども、転校生の数に変化がありましたか」との設問には2人の所長が「生徒数が増加し続けている」と答えた。これは、首都の区教育所所長一人、もう一人はモンゴルでは一番人口が少なく、首都と鉄道で繋がっている小さい県<sup>14)</sup>の教育所の所長であった。また、5人の所長が「生徒数が減少し続けている」と答え、これらは全員、首都から遠距離の県の所長だったことから近年の都心部へ移動する傾向も見て取れた。

最後に、社会の急激な変化による子供の教育に対する親の考え方の変化、教育に対する意識についての質問領域を設けた。「子どもの教育に対する保護者の関心・意識が高くなった」という設問には7人の所長が「ある程度あてはまる」、2人の所長が「非常にあてはまる」と答え、全体の9割を占めた。また、「子どもの教育に対する保護者のニーズが強くなった」という設問では5人の所長が「ある程度あてはまる」、2人の所長が「非常にあてはまる」と答え、前の設問と同様に高い割合を占めた。このことは、モンゴル社会が民主化され、経済の自由化に伴って、学校教育の結果が1人ひとりの子どもの将来に大きく影響を及ぼすようになってきていることを親たちが強く感じているものと考えられる。

## 5. まとめ

以上、モンゴルにおける地方教育行政に関する現行法規規定上の枠組みと特徴を整理するとともに、地方教育所におけるその展開と実相を、全国の教育所所長を対象とする質問紙調査の分析を通して検討してきた。

その結果、次のような諸点が指摘できる。

まず法規上では、2006年の改正において、一定の権限が表面上地方に委譲された形の規定が一部みられるものの、依然として中央集権的な色彩が色濃く残存しており、中央政府機関及びその出先の機能を担う地方教育所になお強力な権限が留保されている。トップダウン方式の教育行政施策を展開している現状は、ある意味社会主義時代の構造と似通っており、経済の自由化や政治の民主化がなされたとはいえ、一定の教育成果を短期間のうちに達成しようとする発展途上国モンゴルの現行教育行政の必然的な特質ではないだろうか。

その一方で、質問紙調査の分析からは次のことが言えよう。国家が展開する教育行政施策には全体的に肯定的である一方、地方にもっと決定権限を与えるべきであるなどの中央集権的な施策に対して一定程度批判的であることが読み取れた。また、近年の次々に導入される新施策による多忙状況が起きている中、政府中央に対する地方へのアドバイス、指導を求める姿からも政府中央機関・地方教育所との協力連携関係が十分に取られていない状況を指摘できよう。次に、全国どの地域にも予算が編成案通りに決定配分されないため、予算不足状況にあることから、教員の研修費、寮運営費、校舎の工事費などを始め、多数の課題が残されているものの、改善される目途は未だに立っていないことも大きな課題と言えよう。また、近年の特徴的傾向である都市部への人口の集中傾向は、首都を始めとする都市部の学校にこれまで以上の深刻な課題を惹起させることになるのではないだろうか。

社会主義を放棄し、民主主義社会へ体制変換を図ったモンゴル政府は、自国の発展のために多くの国際機関からの援助を受け、対処療法的ではあるが、様々な問題解決を図ってきたが、近年ようやくモンゴル経済改善の兆しが表れつつある。今まで解決できなかった経済問題が豊富な地下資源開発等によって好転し始めている今こそ、自国の特徴、ニーズに合った教育政策の思い切った見直しと積極的な財源の投入が強く求められる。その際、一方的なトップダウン方式の教育行政施策にとどまらず、モンゴル各地の地域事情を十分に考慮した「中央と地方との協調的な関係構築」がより一層の効果を発揮することになるのではないだろうか。

## 【註】

- 1) ジャミヤン・ガンバト「モンゴルにおける地域格差に関する一考察」『比較経済体制学会年報』第41号、

- 2004年、72-84頁が詳しい。
- 2) 「教育改革基本方針1997-2005」1997年 モンゴル教育文化科学省大臣第89規定より
- 3) Орхид Надмидын Бэгз 『Боловсролын хөгжлийн онол, аргагүйн асуудлууд』 Улаанбаатар, 2008年, 179頁。
- 4) モンゴル教育分野の研究を行っていた幾つかの国際基金の状況を改善する提案の大部分は以下の6項目などであった。
- ①地方分権化政策を執行する, ②高等教育を有料化にする, ③私立学校への助成を行う, ④公立小学校・中学校・高等学校の授業を二部交代制にする, ⑤教材作成に力を入れる, ⑥教員養成より教員研修に力を入れる
- 上記の提案は当初、教育財政を改善する提案であった。当時の教育状況を救済するため、国際基金などの援助を得る方法として、上記の提案を実現させなくてはならなくなった。
- Гита Стайнер-Хамси, Инес Штольпе 『Боловсролын бодлогын импорт Даяар шинэчлэл ба Монголын орон нутгийн хүчин зүйлс』 Нээлттэй нийгэм форум, 2007он, 145頁。
- 5) 2009年9月に、筆者が現地調査において、モンゴル教育所所長との対談において得た証言である。
- 6) 小出達夫「モンゴル人と教育改革：社会主義から市場経済への移行期の証言」『北海道大学大学院教育学研究紀要』（1）第98号, 2006年, 263-302頁；（2）第100号, 2007年, 167-219頁；（3）第102号, 2007年, 161-193頁；（4）第106号, 2008年, 149-181頁；（5）第109号, 2009年, 19-50頁；（6）第111号, 2010年, 41-63頁。
- 7) Гита Стайнер-Хамси, Инес Штольпе 『Боловсролын бодлогын импорт Даяар шинэчлэл ба Монголын орон нутгийн хүчин зүйлс』 Нээлттэй нийгэм форум, 2007он。
- 8) ボロルマ・トルバト「モンゴルにおける学校制度改革の展開—文化的社会的要因に着目して—」『国際教育』第14号, 日本国際教育学会紀要, 2008年, 43-59頁。
- 9) 教育法の詳細の分析は拙稿「現代モンゴル教育法の特質と課題 —1995年旧法と2002年新法との比較分析を通して—」『教育行政学研究』第31号, 西日本教育行政学会, 2010年, 47-58頁を参照されたい。
- 10) 同上
- 11) 筆者の前回のインタビュー調査の対象者, モンゴル国立教育研究所所長 (Nadmid BEGZ), 事例校校長たちへのインタビュー調査でも学校予算は100%国家予算であることが明らかになっていた。
- 12) モンゴルの今後の10年間の教育に関わる全体計画を詳述したものである。教育の全体的な枠組み, 多くは制度的な側面, 予算に関わるもの, そして経済社会との連帯というような国家の教育の基本的な構造に関わるものである。マスタープランの目指す重要な目標と概要は次の通りである。
- 2015年までに目指すべき教育改革は、貧困と失業問題, 社会的な格差の問題をなくすために教育機会をさらに広く平等に広げることにある。特に地方における教育状況の改善にむけて努力することにある。教育の質の向上に向けて特に先進国の教育水準に到達できるように, 国の社会的文化的な価値を損なうことなく, 教育の構造改革, 訓練の内容を改善し, 人間として生活を保障しうるだけの内容を確保する。この目標達成のための国の内外から財政の確保を図る。マスタープランは, 幼児教育からノンフォーマル教育, 高等教育まで, 教育に関わる企画全体にわたっている。
- さらに, 初等中等教育の優先目標として—教育機会の平等と学習の質の向上と学習への動機づけを図る。
- 学校経営を進めるための援助をする (省略)。
- 浅沼茂「最近のモンゴル教育改革について」『国際教育』第13号, 日本国際教育学会紀要, 2007年, 103-105頁。
- 13) 拙稿「モンゴルにおける公立学校予算の現状と課題」『教育学研究科紀要』第59号, 広島大学大学院教育学研究科紀要第三部, 2010年, 47-54頁を参照されたい。
- 14) 人口13,293人 (2000年現在), 所管学校4校。